

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成25年3月4日(月)午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員(五十音順)

青山善充, 落合義和, 各務美奈子, 黒川胤臣, 河野清孝, 嶋原文雄, 澄川洋子, 竹内景子, 楯香津美, 西岡清一郎, 浜本康弘, 原幹生, 水野あゆ子, 三矢恵子, 村田珠美

### 第4 テーマ

東京家庭裁判所庁舎の利便性について～案内表示などのハード面から～

### 第5 議事

#### 1 東京家庭裁判所庁舎の利便性について～案内表示などのハード面から～

##### (1) テーマ選択について

(委員長)

東京家庭裁判所の庁舎が完成してから, 20年が経とうとしているので, 本庁舎の施設や案内表示について, 委員の意見をお伺いしたく, 今回のテーマを提案させていただきました。当事者等の裁判所を利用される方々から見て, 施設や案内表示等のハード面に関する使い勝手について, 率直な意見をいただきたい。

##### (2) 意見交換(第1部)

(意見交換前に, 委員に模擬の期日呼出状等を手渡し, 職員の案内なしで, 1階玄関ホールから期日呼出状等に記載された指定場所まで移動してもらった。また, スライド写真により, 庁内の待合室や廊下の案内表示等の施設説明を行った。)

(委員長)

実際に期日呼出状を見ながら庁舎の中を歩いてみて、どのような感想をお持ちになられたか。

(委員)

エレベーターの表示について、東京家庭裁判所専用エレベーターと大きく書かれていて、分かりやすかった。一方で、1階の総合案内の表示が目につきにくいので、カウンター案内表示を大きくするか、上部に大きな表示をするなどして、もう少し目立たせた方がよい。また、期日呼出状に記載された案内図に、通り抜けできない通路の添書きがしてあり、紛らわしかった。法廷の部屋の表示が見落としやすい位置にあるので、法廷のドアに部屋の表示をしてもよいのではないか。

(委員)

家事事件や少年事件では、弁護士が付かず、本人だけで来庁されることがあるが、東京家庭裁判所が入っている建物の根本的な問題として、同じ建物に、簡易裁判所と地方裁判所の一部が入っているため、場所を間違えてしまったと勘違いされることがある。例えば、期日通知書に、同じ建物に簡易裁判所等が入っていることを注記し、また、家事事件や少年事件ごとに表示を色分けすると分かりやすくなるのではないか。部屋番号の順番どおりに部屋が配置されておらず、目当ての部屋を探しづらい。

1階に玄関が二つあるが、玄関ごとの目印や特色がないため、待ち合わせをする際に困ることがあるので、自分がどちら側の玄関にいるかが分かるように工夫した方がよい。

(委員)

初めて来庁する人は、1階のエレベーターの場所が分かりづらいという気がした。また、15階のエレベーターを降りたところの案内板に表記されている文字が小さく、また、見上げるような位置にあり、分かりにくく

感じた。

(委員)

1階の案内板や各階のエレベーターを降りたところにある表示板の文字が小さく感じた。案内板が見つらなかったので、総合案内に行き、目当ての場所までどうやって行ったらよいか尋ねたところ、エレベーターまでの道順などを親切に教えてもらえた。エレベーターには、上層階行きのものでないものが色分けされていて分かりやすかった。17階の案内板や廊下のコーナー表示を見ながら、申立人待合室まで迷わずにたどり着いたが、待合室の外側から中の人影が見えて入りにくかったので、どうぞ中にお入りくださいと一言書いてあってもよい。待合室の中は、縦長の造りで非常に狭いが、来庁者同士が顔を合わせずに済むように長いすが配置され、室内には絵画や植栽などもあり、考えられたレイアウトである。

(委員)

企業のホームページでは、アクセス情報が一番分かりやすい場所にあることが多いが、東京家庭裁判所のホームページを確認したところ、アクセス情報を探すのに手間取ったので、もう少し工夫してみてもどうか。また、エレベーターの中のフロア表示が小さく、とても読みづらく感じた。例えば、エレベーターの壁に、大きくフロア表示をするという方法もある。

### (3) 意見交換(第2部)

(第2部の意見交換前に、小グループに分かれて、職員の引率により調停室等の施設見学を行った。)

(委員長)

施設見学で見た部屋の印象や庁舎内の動線などについて意見を伺いたい。

(委員)

設計の観点から見ると、現在、ユニバーサルデザインが主流の時代なので、障害者、子どもや老人が迷わずに安全で安心して目的地までたどり着

き，そこで目的を達成して無事に帰れるということが第一目的になる。それには，照明計画，色彩計画，サイン計画や動線計画等が必要である。例えば，照明に関しては，なるべく目に優しく，長時間いても疲れないう照明計画が大切である。色彩計画においては，やはり長時間いても疲れないう，真っ白ではなくて，少し気持ちが安らぐ落ち着いた配色を考えるとよい。裁判所は，全体的に白が基調になっているが，少年審判廷などのような柔らかい，気持ちが安らぐ配色に壁を塗り替えたり，ボーダーを入れたりといったちょっとした工夫で改良できる。

そして，サイン計画については，表示の文字が非常に小さく感じた。目的地に到達するためのサインなので，統一性と連続性が大切であり，分かりやすくなるような工夫が必要である。どの施設でも，トイレの場所が割に分かりやすいのは，字だけではなく，絵で訴えているためであり，裁判所においても，図形や絵を少し取り入れてみてはどうか。それに伴う色彩計画も，統一性が重要になるので，例えば，調停室の表示は全て同じ色にするとか，特に書記官室が分かりづらいので，書記官室の表示を統一した色や枠入りにして，それを入口の総合案内のところで覚えてもらうとよい。そこからの案内表示のための矢印も全て同色で統一すると分かりやすくなる。

そして，何より動線が一番大事であるが，よい動線は，短く単純で，安心して目的地に到達できるということである。特にお年寄りや視覚障害者用の点字ブロックなどは，途中で切断されていないこと，迷っても最終的には同じ場所に戻ってこられる回遊型になっていることが重要である。

（委員）

審判期日通知書について，場所の記載がほかの文字と同じフォントになっていて，分かりにくかったので，時間と場所は太字のゴシックで目立つようにした方がよい。フロアによって，表示物に漢字に振り仮名が付いて

いるところと付いていないところがあった。スペースの問題もあると思うが、漢字が苦手な障害者にとっては、振り仮名が振られているだけで、行動範囲が大きく広がることがあるので、障害者の生活を支えるという意味で、振り仮名を付けるというのはとても大事なことである。

（委員）

調停室に、最近あまり見かけないような造花の樹木が置いてあったが、心を癒すという目的であれば、別の物でもよいのではないか。生きた樹木が一番よいが、それが難しければ、例えば絵画などを飾るというのも一つの方法かと思う。

（委員）

大勢の人にも対応できるように、調停室に多数のいすが置かれていたが、精神的に不安定な方などが来庁した場合、いすが凶器になるのではないかと思った。また、入口から総合案内までのところで点字ブロックが途切れており、エレベーターホールまで続いていなかったこと、エレベーター付近に点字の案内がなかったことが気になった。

（委員）

日本人のどこかに、裁判所には重々しい権威があるというイメージが残っていると思うが、家庭裁判所は、ある意味において裁判所らしからぬイメージで設計された方がよいのではないか。元々、家庭裁判所は、平和な家庭と健全な少年の育成が一体的なものでなくてはならないという理想に燃えて、戦後にできたと聞いている。理念としては、判決により事件を解決する一般的な司法部の事件処理から一步踏み出して、裁判所でありながら行政部のような仕事を背負っている気がしている。また、家庭裁判所は、平和な家庭とか、少年の健全な育成といったものを社会に発信していくという使命も担っていると思う。そうしたことから、家庭裁判所を造り替える場合には、より開放的で明るく、誰でも来られるということコンセプト

トにしていただきたい。例えば，正義の女神のブロンズ像などがある裁判所をいくつか見たことがあるが，東京家庭裁判所 1 階には，設置した人の気持ちがわかるような，スカートをはいた女性の像が置かれている。家庭裁判所を造る場合，ソフト面はもちろんのこと，ハード面からもそういったことを考えていただけたらありがたい。

（委員）

壁の色が柔らかい少年審判廷から，壁が真っ白な廊下に出ると急に緊張する感じがしたので，もう少し緊張感を解くような色合いに変えてもよいのではないか。

（委員）

少年審判廷で，少年と裁判官のいすの高さが同じになっている点について，治安上，あるいは，権威を示して少年に緊張感を持たせるため，裁判官の目線が高くなるようにした方がよいのではないか。

（委員）

窓がない部屋が結構あるという印象を受けたが，調停室や少年の面接室に窓がないという苦情が出ることもあるか。

（委員）

3.11の震災後，省エネの関係でクーラーがきかないときに，窓がない閉め切りの調停室で，当事者や調停委員が大変な苦勞をされたと聞いている。普段は，窓がないという理由で苦情が寄せられることはほとんどないが，換気や暑さに関する要望を受けることがあるので，換気については一定の配慮をしている。

（説明者）

窓がない面接室で，長時間の調査を行う場合，途中で休憩を取るようになるなどして，できるだけ閉塞感を和らげるように配慮しており，経験上，窓がないこと自体について苦情が寄せられたことはほとんどない。

( 委員 )

窓のある調停室の方がリラックスできるというのはあるが、建物の構造上、仕方のないことなので、窓の代わりになるものとして、部屋の雰囲気  
が明るくなるような風景画やポスターを掲げてみてはどうか。

( 委員長 )

費用の問題はあるが、今回の意見を参考に、利用しやすい裁判所となる  
ようできるだけいろいろな努力をしていきたい。

## 2 次回予定

平成 2 5 年 7 月 1 9 日 ( 金 ) 午後 3 時 0 0 分

以 上